

# 監 査 報 告

平 成 12 年 6 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵 監 委 報 第 7 号  
平 成 12 年 6 月 2 日

兵 庫 県 知 事 貝 原 俊 民 様

兵 庫 県 監 査 委 員

印

橋 本 俊 作 印

小 西 庸 夫 印

釜 谷 研 造 印

中 村 茂 印

監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成12年3月31日から5月11日までの間  
に執行した地方機関等の監査の結果を別添のとおり報告します。

- 目 次 -

第1	ま え が き	-----	1
第2	地 方 機 関 等	-----	3
	企画管理部関係		
	東播磨県民局	-----	5
	明石財務事務所	-----	5
	社財務事務所	-----	6
	加古川財務事務所	-----	7
	竜野財務事務所	-----	8
	上郡財務事務所	-----	9
	県立看護大学	-----	10
	県民生活部関係		
	明石保健所	-----	10
	高砂保健所	-----	10
	社保健所	-----	10
	竜野保健所	-----	10
	赤穂保健所	-----	11
	佐用保健所	-----	11
	加古川保健所	-----	11
	西脇保健所	-----	11
	三木保健所	-----	11
	加西保健所	-----	11
	山崎保健所	-----	11
	北播磨福祉事務所	-----	11
	宍粟福祉事務所	-----	11
	西播磨福祉事務所	-----	11
	県立西播磨文化会館	-----	11
	県立東播磨生活科学センター	-----	11
	中央こどもセンター	-----	11

県立明石学園	-----	11
食肉衛生検査センター	-----	11
県立のじぎく療育センター	-----	11

#### 農林水産部関係

加古川農林事務所	-----	12
竜野農林事務所	-----	12
社農林事務所	-----	12
上郡農林事務所	-----	12
社土地改良事務所	-----	13
三木土地改良事務所	-----	13
竜野土地改良事務所	-----	13
県立中央農業技術センター	-----	13
県立森林・林業技術センター	-----	13
県立水産試験場	-----	13
東播磨農業水利建設事務所	-----	13

#### 県土整備部関係

社土木事務所	-----	13
加古川土木事務所	-----	14
竜野土木事務所	-----	14
上郡土木事務所	-----	14

#### 教育委員会関係

東播磨教育事務所	-----	15
県立教育研修所	-----	15
県立図書館	-----	15
県立嬉野台生涯教育センター	-----	15
農業高等学校	-----	15
三木東高等学校	-----	16
東播磨高等学校	-----	16
太子高等学校	-----	16
伊和高等学校	-----	16

のじぎく養護学校	-----	16
いなみ野養護学校	-----	16
赤穂養護学校	-----	16
明石高等学校	-----	17
明石南高等学校	-----	17
錦城高等学校	-----	17
明石北高等学校	-----	17
明石城西高等学校	-----	17
明石清水高等学校	-----	17
明石西高等学校	-----	17
加古川北高等学校	-----	17
加古川東高等学校	-----	17
加古川西高等学校	-----	17
加古川南高等学校	-----	17
東播工業高等学校	-----	17
西脇高等学校	-----	17
西脇北高等学校	-----	17
西脇工業高等学校	-----	17
三木高等学校	-----	17
三木北高等学校	-----	17
高砂高等学校	-----	17
高砂南高等学校	-----	17
松陽高等学校	-----	17
播磨南高等学校	-----	17
小野高等学校	-----	17
小野工業高等学校	-----	17
吉川高等学校	-----	17
社高等学校	-----	17
多可高等学校	-----	17
北条高等学校	-----	17

播磨農業高等学校	-----	17
相生高等学校	-----	17
相生産業高等学校	-----	17
竜野高等学校	-----	17
竜野実業高等学校	-----	17
新宮高等学校	-----	17
赤穂高等学校	-----	17
上郡高等学校	-----	17
佐用高等学校	-----	17
山崎高等学校	-----	17
千種高等学校	-----	17
北はりま養護学校	-----	18
播磨養護学校	-----	18

#### 公安委員会関係

明石警察署	-----	18
三木警察署	-----	18
社警察署	-----	18
加西警察署	-----	18
西脇警察署	-----	18
加古川警察署	-----	18
高砂警察署	-----	18
竜野警察署	-----	18
相生警察署	-----	18
赤穂警察署	-----	18
佐用警察署	-----	18
山崎警察署	-----	18

## 第 1 ま え が き

地方自治法第199条第4項の規定により、平成12年3月31日から5月11日までの間において地方機関等106箇所の監査を執行した結果、各監査対象とも事務事業の執行に努力し、それぞれ成果を収めたものと認められるが、なお留意改善を要すると認められる事項があるので、各監査対象ごとに記述し、監査の報告とする。

これらの事項については、その後直ちに措置されたものも見受けられるが、未措置のものについては早急に適切な措置が講じられることを要望する。

## 第 2 地 方 機 関 等

- 1 地方機関等の名称は平成12年4月1日現在のものである。

なお、平成12年3月31日に廃止された機関については廃止時の名称を記載した。

- 2 地方機関等の名称の右側（ ）書きは監査執行年月日である。



## 企画管理部関係

東播磨県民局 (平.12. 4.25)

### 収入の促進について

平成11年度(12年1月末現在)における設備近代化資金違約弁償金等の収入未済額は、9件、9,911,541円で、全額が滞納繰越分である。

収入の促進に引き続き努められたい。

明石財務事務所 (平.12. 4.26)

### 1 県税の調定及び徴収状況について

平成11年度(12年1月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分 税目		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収	前年度
						割合	同期の 同割合
		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	7,584,043,626	5,144,794,906	25,559,448	2,413,689,272	67.8	67.2
	法人	721,745,605	704,861,397	3,426,310	13,457,898	97.7	98.2
	利子割	527,450,369	527,450,369	0	0	100.0	100.0
事業税	個人	541,523,923	469,871,714	858,177	70,794,032	86.8	89.2
	法人	3,091,929,718	3,030,666,800	8,389,420	52,873,498	98.0	98.4
					(99,271,110)		
不動産取得税		1,221,273,604	993,445,503	1,917,509	225,910,592	81.3	84.6
ゴルフ場利用税		1,023,989,500	1,016,704,300	0	7,285,200	99.3	98.6
特別地方消費税		79,495,212	73,134,368	56,523	6,304,321	92.0	93.5
自動車税		4,626,420,796	4,327,925,319	7,887,153	290,608,324	93.5	94.2
					(69,924,276)		
軽油引取税		1,828,370,937	1,757,324,410	0	71,046,527	96.1	95.2
旧法による税		654,516	0	0	654,516	0.0	16.1
合計					(169,195,386)		
		21,246,897,806	18,046,179,086	48,094,540	3,152,624,180	84.9	85.6

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を( )内書きした。

2 料理飲食等消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、84.9%となっており、前年度同期と比較して0.7ポイント低下している。

### 2 収税事務について

平成11年度(12年1月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は13人で、その総額は98,756,657円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

### 3 課税事務について

個人事業税が、1件、13,500円過大課税となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

### 4 経理事務について

通勤手当等が、16件、175,062円過大支給、旅費が、7件、5,493円過少支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

社財務事務所

(平.12. 5. 8)

#### 1 県税の調定及び徴収状況について

平成11年度(12年1月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調 定 額	徴 収 額	不 納 欠 損 額	徴 収 未 済 額	徴 収 割 合	前年度 同期の 同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県 民 税	個 人	3,483,036,458	2,432,197,104	4,792,313	1,046,047,041	69.8	70.2
	法 人	534,461,748	529,649,115	59,993	4,752,640	99.1	99.1
	利 子 割	189,706,890	189,706,891	0	1	100.0	100.0
事 業 税	個 人	366,654,039	334,831,678	58,800	31,763,561	91.3	93.4
	法 人	2,398,952,235	2,404,009,253	0	5,057,018	100.2	99.9
不動産取得税		896,791,949	816,030,790	3,473,846	(11,984,920) 77,287,313	91.0	89.8
ゴルフ場利用税		1,416,567,300	1,381,479,600	0	35,087,700	97.5	99.3
特別地方 消費 税		28,538,851	27,158,585	0	1,380,266	95.2	96.8
自 動 車 税		3,268,243,662	3,104,033,902	3,055,912	161,153,848	95.0	95.0
鉦 区 税		139,600	139,600	0	0	100.0	100.0
狩猟者登録税		3,485,200	3,485,200	0	0	100.0	100.0
軽油引取税		1,283,688,693	1,183,624,854	0	(99,565,979) 100,063,839	92.2	94.2
入 猟 税		2,394,300	2,394,300	0	0	100.0	100.0
旧法による税		156,311	0	0	156,311	0.0	0.0
合 計		13,872,817,236	12,408,740,872	11,440,864	(111,550,899) 1,452,635,500	89.4	90.4

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を( )内書きした。

2 料理飲食等消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、89.4%となっており、前年度同期と比較して1.0ポイント低下している。

## 2 収税事務について

平成11年度(12年1月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は8人で、その総額は38,234,600円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

加古川財務事務所

(平.12. 4.25)

### 1 県税の調定及び徴収状況について

平成11年度(12年1月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	8,311,095,551	5,496,908,658	37,553,920	2,776,632,973	66.1	65.7
	法人	1,084,727,109	1,051,210,507	126,915	33,389,687	96.9	97.8
	利子割	300,266,124	300,266,124	0	0	100.0	100.0
事業税	個人	576,708,995	459,393,663	1,918,050	115,397,282	79.7	83.9
	法人	5,209,253,626	5,040,736,455	348,500	168,168,671	96.8	97.9
不動産取得税		1,675,025,410	1,296,967,421	9,061,760	(53,169,730) 368,996,229	77.4	78.8
ゴルフ場利用税		67,143,150	67,639,250	0	496,100	100.7	100.0
特別地方消費税		47,190,532	44,674,004	0	2,516,528	94.7	94.1
自動車税		5,614,418,123	5,296,291,962	10,090,923	308,035,238	94.3	94.4
狩猟者登録税		5,829,800	5,829,800	0	0	100.0	100.0
軽油引取税		1,510,131,785	1,405,007,568	0	(105,130,617) 105,124,217	93.0	92.7
入猟税		3,811,700	3,811,700	0	0	100.0	100.0
旧法による税		698,187	41,000	186,254	470,933	5.9	12.6
合計		24,406,300,092	20,468,778,112	59,286,322	(158,300,347) 3,878,235,658	83.9	84.8

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を( )内書きした。

2 料理飲食等消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、83.9%となっており、前年度同期と比較して0.9ポイント低下している。

## 2 収税事務について

平成11年度(12年1月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は38人で、その総額は381,709,057円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

### 3 課税事務について

個人事業税が、3件、34,500円過大課税、1件、51,600円過少課税となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

### 4 経理事務について

電気料金を早収期限日までに納めなかったため、加算額、1件、30,120円を徴収されていた。

事務処理に当たり注意されたい。

竜野財務事務所

(平.12. 4.19)

#### 1 県税の調定及び徴収状況について

平成11年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
税目							
		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	2,663,164,663	1,692,016,159	2,209,867	968,938,637	63.5	63.4
	法人	285,154,562	284,791,444	0	363,118	99.9	99.6
	利子割	101,821,816	101,821,816	0	0	100.0	100.0
事業税	個人	293,162,622	266,203,131	404,743	26,554,748	90.8	89.6
	法人	1,255,885,520	1,262,541,928	0	6,656,408	100.5	100.0
不動産取得税		477,585,016	424,181,836	1,150,160	(6,622,635) 52,253,020	88.8	89.3
ゴルフ場利用税		120,489,950	120,489,950	0	0	100.0	100.0
特別地方消費税		33,435,765	33,098,976	43,488	293,301	99.0	99.5
自動車税		2,457,428,440	2,353,145,632	1,946,714	102,336,094	95.8	95.4
鉱区税		676,000	676,000	0	0	100.0	100.0
狩猟者登録税		4,302,400	4,302,400	0	0	100.0	100.0
軽油引取税		1,838,866,037	1,575,608,251	0	(263,271,718) 263,257,786	85.7	85.3
入猟税		2,979,600	2,979,600	0	0	100.0	100.0
旧法による税		147,485	0	147,485	0	0.0	0.0
合計		9,535,099,876	8,121,857,123	5,902,457	(269,894,353) 1,407,340,296	85.2	85.6

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を( )内書きした。

2 料理飲食等消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、85.2%となっており、前年度同期と比較して0.4ポイント低下している。

## 2 収税事務について

平成11年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は1人で、その額は3,344,300円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

上郡財務事務所

(平.12. 4.19)

### 1 県税の調定及び徴収状況について

平成11年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分 税目		調 定 額	徴 収 額	不納欠損額	徴収未済額	徴 収	前年度
						割 合	同期の 同割合
		円	円	円	円	%	%
県 民 税	個 人	2,069,870,876	1,287,445,436	2,727,219	779,698,221	62.2	61.9
	法 人	255,895,440	253,835,896	0	2,059,544	99.2	99.8
	利子割	63,641,802	63,641,802	0	0	100.0	100.0
事業 税	個 人	150,576,590	135,693,200	226,165	14,657,225	90.1	91.4
	法 人	1,187,081,130	1,189,334,650	0	2,253,520	100.2	101.1
不動産取得税		417,883,509	358,194,580	950,375	(7,852,700) 58,738,554	85.7	86.4
ゴルフ場利用税		427,308,550	391,699,150	0	35,609,400	91.7	89.9
特別地方 消費 税		52,164,502	39,701,380	0	12,463,122	76.1	73.3
自 動 車 税		1,681,196,555	1,604,596,773	2,143,400	74,456,382	95.4	95.7
鉦 区 税		602,600	602,600	0	0	100.0	99.1
狩猟者登録税		3,269,500	3,269,500	0	0	100.0	100.0
軽油引取税		6,221,175,360	4,997,611,461	0	(1,223,473,668) 1,223,563,899	80.3	82.1
入 猟 税		2,307,500	2,307,500	0	0	100.0	100.0
合 計		12,532,973,914	10,327,933,928	6,047,159	(1,231,326,368) 2,198,992,827	82.4	83.9

(注) 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を( )内書きした。

徴収割合は、82.4%となっており、前年度同期と比較して1.5ポイント低下している。

## 2 収税事務について

平成11年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は5人で、その総額は80,636,226円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

3 課税事務について

個人事業税が、2件、35,000円過大課税、不動産取得税が、2件、723,400円過少課税となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

4 管理事務について

還付加算金の算定が、3件、26,600円過大となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

県立看護大学 (平.12. 4.25)

経理事務について

旅費が、1件、3,097円過大支給、1件、13,860円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

## 県民生活部関係

明石保健所 (平.12. 4.26)

経理事務について

通勤手当が、1件、37,360円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

高砂保健所 (平.12. 4.25)

経理事務について

報酬が、1件、12,500円支出先誤りとなっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

社保健所 (平.12. 5. 8)

経理事務について

通勤手当が、1件、20,000円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

竜野保健所 (平.12. 4.19)

経理事務について

通勤手当が、2件、27,100円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

赤穂保健所 (平.12. 4.19)

経理事務について

通勤手当が、1件、14,000円過少支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

佐用保健所 (平.12. 4.20)

物品の損傷について

平成11年6月21日に自損事故により公用車1台を損傷している。  
物品の管理に留意されたい。

加古川保健所 (平.12. 4.26)

西脇保健所 (平.12. 5. 9)

三木保健所 (平.12. 5. 8)

加西保健所 (平.12. 5. 9)

山崎保健所 (平.12. 4.20)

北播磨福祉事務所 (平.12. 5. 9)

宍粟福祉事務所 (平.12. 4.20)

西播磨福祉事務所 (平.12. 4.20)

県立西播磨文化会館 (平.12. 4.20)

県立東播磨生活科学センター (平.12. 4.27)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

中央こどもセンター (平.12. 4.25)

収入の促進について

平成11年度(12年1月末現在)における児童福祉施設弁償金等の収入未済額は、780件、12,076,846円で、うち滞納繰越分は、594件、8,660,490円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

県立明石学園 (平.12. 4.27)

食肉衛生検査センター (平.12. 4.27)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県立のじぎく療育センター (平.12. 5. 8)

1 利用状況について

平成11年度(12年1月末現在)における当療育センターの利用状況を前年度同期と比較すると次表のとおりである。

区 分	外 来 患 者		入 院 患 者					
	延べ人員	1日 平均	延べ人員	1日 平均	病 床 数		病 床 利 用 率	
					許可 病床	稼働 病床	許可病床数 に対する率	稼働病床数 に対する率
平成 11 年度 (12年1月末)	人 17,764	人 88	人 29,564	人 97	床 220	床 162	% 43.9	% 59.6
平成 10 年度 (11年1月末)	18,641	91	30,592	100	220	162	45.4	61.7
差引増減( )	877	3	1,028	3	0	0	1.5	2.1

## 2 診療報酬請求事務について

診療報酬の請求が、1件、9,260円過大、3件、9,347円過少となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

## 3 収入の促進について

平成11年度(12年1月末現在)におけるのじぎく療育センター使用料等の収入未済額は、21件、738,483円で、うち滞納繰越分は、12件、289,979円である。  
収入の促進になお一層努められたい。

## 農林水産部関係

加古川農林事務所 (平.12. 4.26)

経理事務について

期末手当等が、2件、127,702円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

竜野農林事務所 (平.12. 4.19)

物品の損傷について

平成11年5月24日に自損事故により公用車1台を損傷している。  
物品の管理に留意されたい。

社 農 林 事 務 所 (平.12. 5. 9)

上郡農林事務所 (平.12. 4.19)

事務処理は、おおむね適正と認められた。



社土地改良事務所 (平.12. 5. 8)

経理事務について

時間外勤務手当が、1件、5,336円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

三木土地改良事務所 (平.12. 5. 8)

竜野土地改良事務所 (平.12. 4.19)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県立中央農業技術センター (平.12. 5. 9)

1 経理事務について

扶養手当等が、3件、18,165円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

2 物品の損傷について

平成11年8月6日に追突事故により公用車1台を損傷している。  
物品の管理に留意されたい。

県立森林・林業技術センター (平.12. 4.20)

県立水産試験場 (平.12. 4.26)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

東播磨農業水利建設事務所 (平.12. 3.31)

経理事務について

通勤手当が、1件、92,000円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

## 県土整備部関係

社土木事務所 (平.12. 5. 9)

1 工事関係事務について

永久橋架換工事等の設計で、設計額が、2件、148,050円過大となっていた。  
設計に当たり注意されたい。

2 経理事務について

旅費が、2件、6,480円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

加古川土木事務所 (平.12. 4.25)

1 占・使用許可事務について

(1) 平成11年3月に許可期間が満了した公有土地水面使用等のうち、12年1月末現在許可更新等手続未了のものが18件ある。

早期に措置されたい。

(2) 港湾施設占用料が、2件、164,340円過大徴収となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

2 管理事務について

平成12年1月末現在における廃川敷地の無断使用は、3件、329平方メートルである。

無断使用の解消に引き続き努められたい。

3 収入の促進について

平成11年度(12年1月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済額は、21件、1,867,952円で、うち滞納繰越分は、2件、1,432,776円である。

収入の促進になお一層努められたい。

4 物品の損傷について

平成11年2月10日に接触事故により公用車1台を損傷している。

物品の管理に留意されたい。

竜野土木事務所 (平.12. 4.20)

1 工事関係事務について

河川改良工事の設計で、設計額が、1件、289,800円過少となっていた。

設計に当たり注意されたい。

2 工事用取得土地の登記事務について

平成11年12月末現在における工事用取得土地のうち、未登記筆数は、1筆(登記留保承認筆数を除く。)である。

登記事務の促進になお一層努められたい。

上郡土木事務所 (平.12. 4.19)

1 工事関係事務について

交通安全施設整備工事に伴う物件移転補償の設計で、設計額が、1件、61,960円過少となっていた。

設計に当たり注意されたい。

2 収入の促進について

平成11年度(12月末現在)における港湾施設占用料等の収入未済額は、16件、4,199,310円で、うち滞納繰越分は、1件、1,856,540円である。

収入の促進に努められたい。

3 経理事務について

児童手当が、1件、5,000円過大支給、勤勉手当が、1件、26,433円過少支給となっていた。事務処理に当たり注意されたい。

4 予算執行について

河川総合開発事業の精算の際に、平成10年度予算の不足を補うため、支払済みの工事代金の一部52,500円を返納させていた。

適正な予算執行に努められたい。

## 教育委員会関係

東播磨教育事務所 (平.12. 4.26)

収入の促進について

平成11年度(12年1月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、1,723件、121,842,620円で、うち滞納繰越分は、1,242件、84,970,020円である。

収入の促進になお一層努められたい。

県立教育研修所 (平.12. 5. 9)

県立図書館 (平.12. 4.25)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県立嬉野台生涯教育センター (平.12. 5. 9)

経理事務について

使用料及び賃借料(複写機使用料)が、1件、8,410円過少支出となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

農業高等学校 (平.12. 4.28)

授業料の徴収状況について

平成11年度(12年1月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、88.1%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、13件、111,000円である。

納期内納付の促進に努められたい。

三木東高等学校 (平.12. 5.11)

経理事務について

勤勉手当が、1件、34,307円過少支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

東播磨高等学校 (平.12. 4.28)

経理事務について

児童手当が、1件、20,000円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

太子高等学校 (平.12. 4.24)

経理事務について

扶養手当等が、2件、16,800円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

伊和高等学校 (平.12. 4.24)

授業料の徴収状況について

平成11年度(12月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、18件、161,400円である。

納期内納付の促進に努められたい。

のじぎく養護学校 (平.12. 5.11)

経理事務について

勤勉手当が、1件、111,229円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

いなみ野養護学校 (平.12. 4.28)

経理事務について

通勤手当が、1件、106,200円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

赤穂養護学校 (平.12. 4.21)

経理事務について

扶養手当等が、2件、5,350円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

明石高等学校	(平.12. 4.28)
明石南高等学校	(平.12. 4.28)
錦城高等学校	(平.12. 4.28)
明石北高等学校	(平.12. 4.28)
明石城西高等学校	(平.12. 4.28)
明石清水高等学校	(平.12. 4.28)
明石西高等学校	(平.12. 4.27)
加古川北高等学校	(平.12. 4.28)
加古川東高等学校	(平.12. 4.27)
加古川西高等学校	(平.12. 4.28)
加古川南高等学校	(平.12. 4.27)
東播工業高等学校	(平.12. 4.27)
西脇高等学校	(平.12. 5.10)
西脇北高等学校	(平.12. 5.11)
西脇工業高等学校	(平.12. 5.11)
三木高等学校	(平.12. 5.11)
三木北高等学校	(平.12. 5.11)
高砂高等学校	(平.12. 4.28)
高砂南高等学校	(平.12. 4.28)
松陽高等学校	(平.12. 4.28)
播磨南高等学校	(平.12. 4.28)
小野高等学校	(平.12. 5.11)
小野工業高等学校	(平.12. 5.11)
吉川高等学校	(平.12. 5.11)
社高等学校	(平.12. 5.11)
多可高等学校	(平.12. 5.10)
北条高等学校	(平.12. 5.11)
播磨農業高等学校	(平.12. 5.11)
相生高等学校	(平.12. 4.24)
相生産業高等学校	(平.12. 4.24)
竜野高等学校	(平.12. 4.24)
竜野実業高等学校	(平.12. 4.24)
新宮高等学校	(平.12. 4.24)
赤穂高等学校	(平.12. 4.21)
上郡高等学校	(平.12. 4.24)
佐用高等学校	(平.12. 4.24)
山崎高等学校	(平.12. 4.24)
千種高等学校	(平.12. 4.24)

北はりま養護学校 (平.12. 5.10)

播磨養護学校 (平.12. 4.24)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 公安委員会関係

明石警察署 (平.12. 4.28)

三木警察署 (平.12. 5.11)

社警察署 (平.12. 5.11)

加西警察署 (平.12. 5.11)

西脇警察署 (平.12. 5.11)

加古川警察署 (平.12. 4.28)

高砂警察署 (平.12. 4.28)

竜野警察署 (平.12. 4.24)

相生警察署 (平.12. 4.24)

赤穂警察署 (平.12. 4.21)

佐用警察署 (平.12. 4.24)

山崎警察署 (平.12. 4.24)

事務処理は、おおむね適正と認められた。